



○労働保険の年度更新のお知らせ

労働保険料は、保険年度（当年4月1日～翌年3月31日）の当初に、概算で保険料を申告・納付していただき、保険年度が終了して賃金総額が確定したところで精算します。

労働保険料は、賃金総額に保険料率を乗じて計算します。

年度更新とは、①前年度の保険料の精算をする「確定保険料の申告・納付の手続き」と、②当年度の保険料の「概算保険料の申告・納付の手続き」を同時に行うことをいいます。

各種書類については、「年度更新のお知らせ」（4月中旬発送予定）に同封しますので、下記提出期限等をご覧ください。



提出時期 平成28年4月25日（月）～5月27日（金）

提出先 飯舘村商工会臨時事務所

○厚生労働省から平成28年度の雇用保険料率のお知らせ

平成28年4月1日以降の失業等給付の雇用保険料率を労働者負担・事業主負担ともに1/1000ずつ引き下げるための法律案を、国会に提出しました。併せて、雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）を平成28年4月1日から0.5/1000引き下げる予定です。仮に、法律案の内容が修正されずに国会で成立した場合、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの雇用保険料率は下表のとおりとなります。

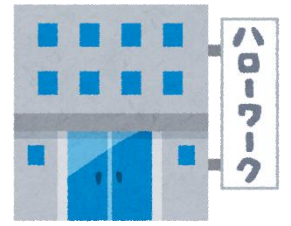
平成28年度の雇用保険料率（法律案が国会で成立した場合）

事業の種類	負担者	①	②		①+② 雇用保険料率	
		労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付の 保険料率		雇用保険 二事業の保険料率
一般の事業		4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
(27年度)		5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業		5/1000	8/1000	5/1000	3/1000	13/1000
(27年度)		6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業		5/1000	9/1000	5/1000	4/1000	14/1000
(27年度)		6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

※枠内の下段は平成27年度の雇用保険料率

雇用保険の手続きについてのお知らせ

新たに労働者を雇い入れた場合は、その都度、事業所を管轄するハローワークに雇用保険被保険者資格取得届を提出しなければならないこととなっています。また、雇用保険被保険者が離職した場合は、雇用保険被保険者資格喪失届と給付額等の決定に必要な離職証明書を提出していただくこととなっています。これらの手続きは、雇用保険法により事業主の義務とされていますので忘れずに行ってください。なお、上記の手続き以外にも、事業所の名称や所在地が変更になった場合、被保険者の氏名が変更になった場合、同一の事業主の事業所間で転勤させる場合等にも手続きが必要となります。



雇用保険の手続きについてご不明点等、お近くのハローワークにご相談ください。



○全国健康保険協会福島県支部から

平成28年度の健康保険料率と介護保険料率のお知らせ

平成28年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年4月分（5月納付分）からの適用となります。また、賞与については支給日が4月1日分からとなります。任意継続被保険者の方は5月分（5月納付分）から変更となります。



健康保険料率

引下げ

[現行]

給与・賞与の
9.92%

平成28年2月分(3月納付分)まで

[平成27年4月分から]

給与・賞与の
9.90%

平成28年3月分(4月納付分)から

介護保険料率

据置き

[現行]

給与・賞与の
1.58%

平成28年2月分(3月納付分)まで

[平成27年4月分から]

給与・賞与の
据え置き

平成28年3月分(4月納付分)から

《介護保険制度・介護保険料率について》

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みであり、公費（税金）や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者（介護保険第2号被保険者）の介護保険料（労使折半）等により支えられています。

*** 保険料額表を同封いたしますので、ご確認ください。 ***

○全国商工会連合会から

小規模事業者持続化補助金の公募開始のお知らせ

平成27年度補正（平成28年実施）小規模事業者持続化補助金の公募を下記の通り開始します。本事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓（創意工夫による売り方やデザイン改変等）の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。小規模事業者が、商工会・商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。補助上限額：50万円。



（注1）補助対象経費75万円の支出の場合、その2/3の50万円を補助します。同様に、補助対象経費60万円の支出の場合は、その2/3の40万円が補助金額となります。また、補助対象経費90万円の支出の場合には、その2/3は60万円となりますが、補助する金額は、補助上限額である50万円となります。

（注2）以下の場合、補助上限額が100万円に引き上げられます。

- ①雇用を増加させる取り組み
- ②買い物弱者対策の取り組み
- ③海外展開の取り組み

（注3）原則として、個社の取り組みが対象ですが、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能です。その際には、補助上限額が100万円～500万円となります（連携する小規模事業者数により異なります）。



○福島県中小企業団体中央会から

平成27年度補正「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」の公募について

対象者の詳細

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下のいずれかに取り組むものであること。

1. 革新的サービス・ものづくり開発支援

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

2. サービス・ものづくり高度生産性向上支援

上記1. の革新的なサービス開発・試作品開発・プロセス改善であって、IoT等を用いた設備投資を行い生産性を向上させ、「投資利益率」5%を達成する計画であること。

支援内容・支援規模

1. 革新的サービス・ものづくり開発支援（補助率 2/3）

（1）一般型 補助上限額:1,000万円

中小企業が行うサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

※複数社による共同事業は、企業数に応じて補助上限額を引上。

（共同事業の補助上限額：個社の補助上限額×5社）

（2）小規模型 補助上限額:500万円

小規模な額で行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援。

2. サービス・ものづくり高度生産性向上支援（補助率 2/3）

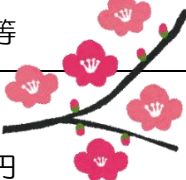
補助上限額:3,000万円 IoT等の技術を用いて生産性向上を図る設備投資等を支援。

※1. 2. 共通・給与総額増の取組は加算。

・TPP加盟国等への海外展開により海外市場の新たな獲得を目指す取組は加算



「小規模事業者持続化補助金」と「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」の比較表

	ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金 (小規模型)	小規模事業者持続化補助金
補助金の目的	国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関と連携して、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセス改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援します。	持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓等の取り組みや、地道な販路開拓等とあわせて行う業務効率化（生産性向上）の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するもの。
公募期間	平成28年2月5日(金)～4月13日(水)	平成28年2月26日(金)～5月13日(金)
申請先	福島県地域事務局 福島県中小企業団体中央会 住 所 〒960-8053 福島市三河南町 1-20 コラッセふくしま 10階 TEL ; 024-573-4010 F a x ; 024-573-4011	都道府県商工会連合会 福島県商工会連合会 住 所 〒960-8053 福島市三河南町 1-20 コラッセふくしま 9階 TEL ; 024-525-3411 F a x ; 024-525-3413
補助対象事業者	日本国内に 本社及び開発拠点を有する中小企業者	日本国内に所在する小規模事業者 (単独または複数の小規模事業者)
実施できる主な取組み	○新規設備の導入 ○新商品・新サービスの開発 等	○新規設備の導入○広報・PRO展示会出展○新商品開発○店舗改装 等
補助金の概要	 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額：100～500万円 ・補助率：2/3以内 ・設備投資可能（必須ではない） ・補助対象経費：機械装置費、原材料費、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助上限額50万円 ・2/3以内 ※雇用の増加等に取り組む場合 100万円 ※複数の事業者による共同事業の場合は事業者数×補助上限額（最大 500万円を上限） ・補助対象経費：機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、委託費、外注費
その他	小規模型に応募する小規模企業者に対する加点あり。	過去に本補助金の交付を受けていない事業者について採択時に配慮
ホームページ	福島県中小企業団体中央会 http://www.chuokai-fukushima.or.jp/monozukuri/h27index.html 中小企業庁（ミラサポ） https://www.mirasapo.jp/subsidy/22968.html	福島県商工会連合会 http://www.fdo-fukushima.or.jp/2728jizokukahojokin.html 中小企業庁 http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2016/160205mono.htm

